青森県高等学校体育連盟対外試合規程

第１章　　趣　　旨

第１条　本規程は本連盟がその目的を達成するため高等学校生徒の心身の発達に応じ、しかも社会的客観情勢とも十分考慮して企画運営するために設定するものである。

第２章　　参加出来る対外運動競技の範囲

第２条　本連盟が参加を認める大会は次のように定める。

⑴ 本連盟が主催若しくは共催する大会

⑵ 教育的体育団体が主催若しくは共催する大会で高体連理事会において認めたもの

⑶ その他学校長の責任において行う対外運動競技会及び招待会

第３条　大会出場数を次のように定める。

⑴ 地区的大会は　年１回

⑵ 県下的大会は　年２回

⑶ ブロック大会は　年２回

⑷ 全国的大会は　年２回

⑸ 国民体育大会及び高等学校総合体育大会及び春季大会は別途に扱う。

第３章　　地区割り

第４条　地区は次の３地区に分割する。

⑴ 中央地区　青森市、東津軽郡

⑵ 県西地区　弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡

⑶ 県南地区　八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡

２　むつ市、上北郡、下北郡は選択により中央、県南の何れかに出場する。

３　上記の（１）～（３）を分割することも認める。

第４章　　選手資格

第５条　本県高等学校に在籍する生徒で、学業・人物等おいて良好であると校長が認めた者とする。

第６条　身体健全であることを学校医が証明した者とする。

第７条　転校後６ヶ月未満の者は参加を認めない。ただし、一家転住等やむをえない場合は、県高体連会長の許可があればこの限りでない。

第８条　各種競技開催要項において規定された年令を超過しない者とする。

第９条　学校で定めた就業年限以内に在学している者とする。

第５章　　教育的体育団体

第 10 条　教育的体育団体とは本県においては次のものを指す。

⑴ 青森県体育協会及びその加盟団体である競技種目団体

⑵ 青森県学校体育研究会

⑶ 青森県高等学校教育研究会保健体育部会

⑷ 青森県中学校体育連盟

⑸ 高体連理事会において教育的体育団体と認めたもの

第６章　　引率責任者、監督・コーチ

第 11 条　引率責任者は、当該校の教員とし、非常勤講師は含まないものとする。また、校長から委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第７８条の２に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。

２　教員とは、教諭、専任・常勤講師を意味する。

３　引率責任者は、移動日を含め大会参加期間中の全責任を負うものとする。

第 12 条　監督・コーチは、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険に加入することを条件とする。

２　外部指導者とは、非常勤講師、スポーツクラブ指導者、社会体育指導者、当該校の卒業生・保護者等で校長が認めた者とする。

第７章　　学校教育活動以外の運動競技への参加

第 13 条　学校教育活動以外の運動競技に参加する生徒について校長は参加する状況を絶えず把握しておくものとする。

附　　則

昭和５４年１２月１８日制定
平成　３年１２月１０日一部改正
平成　５年　４月１１日一部改正
平成１８年　４月　１日一部改正
令和　元年１１月２８日一部改正

【　県高体連大会対外試合規程　第２章参加できる対外運動競技の範囲　】

第３条　大会出場数を次のように定める

(1)地区大会は年１回　　（県新人大会前の地区大会を意味する。）
(2)県下大会は年２回　　（県新人大会、選抜大会県予選会等を意味する。）
(3)ブロック大会は年２回　（東北高校選手権大会、東北高校選抜大会等を意味する。）
(4)全国大会は年２回　　（全国高校総体、全国選抜大会を意味する。）
(5)国民体育大会並びに高校総体及び春季大会は別途に扱う。
（国体本大会、国体東北予選、国体県予選を意味する。）
（高校総体）
（春季大会－春季県大会及び地区大会）
(6)それ以外の特例　　（高校野球大会等）